

工事関連以外の業務委託に係る最低制限価格について

企業団が発注する工事関連以外の業務委託については、契約内容に適合した履行の確保及び過度な低価格競争による業務の質の低下を防止することを目的として、工事関連業務委託と同様に、130万円を超える工事関連以外の業務委託に対しても最低制限価格を設けています。

1 対象業務

実施設計書のある業務委託とする（随意契約を除く）

- (1) 運転管理業務
- (2) 施設維持管理業務
- (3) 施設巡回業務
- (4) 保守点検及び管理業務
- (5) 検定満期水道メーター取替業務
- (6) その他

2 最低制限価格の算定基準

最低制限価格＝税抜き予定価格×7／10

※注1 上記計算式による最低制限価格は、消費税及び地方消費税の額を含まない価格です。

※注2 上記計算式による最低制限価格は、1円未満の額を切捨てた価格とします。